

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年3月11日
【届出者の名称】	日本瓦斯株式会社
【届出者の所在地】	東京都中央区八丁堀2丁目10番7号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03 - 3553 - 1281（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長 渡辺 直美
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	日本瓦斯株式会社 （東京都中央区八丁堀2丁目10番7号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（注1）本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、日本瓦斯株式会社をいいます。

（注2）本書中の記載において計数が四捨五入又は切り捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

（注3）本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）をいいます。

（注4）本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。）をいいます。

（注5）本書中の「府令」とは、発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成6年大蔵省令第95号、その後の改正を含みます。）をいいます。

（注6）本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。

（注7）本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

（注8）本書中の「株券等」とは、株式に係る権利を指します。

## 第1 【公開買付要項】

### 1 【買付け等をする上場株券等に係る株式の種類】

普通株式

### 2 【買付け等の目的】

当社は、健全な財務体質を維持し、事業に必要な投資に備えるための資金を確保しながら、企業価値の長期的な向上に努めた上で、株主の皆様に対して、継続的かつ安定的な利益還元を行うことを重要な基本方針のひとつとしております。また、当社は、会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。）第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、資本効率の向上を図るとともに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

かかる状況の下、平成25年1月下旬頃、当社の第四位株主である東陽ガス株式会社（本書提出日現在の保有株式数は1,726,000株であり、発行済株式総数（48,561,525株）に対するその保有割合（以下、「当社株式保有割合」といいます。）は3.55%に相当します。（小数点以下第三位を四捨五入、以下同じ。）以下、「東陽ガス」といいます。）より、主として銀行からの融資の返済のため、その保有する当社普通株式の全部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。東陽ガスは、当社に対し、当社が仕入れ及び販売等を行っている液化石油ガスに係る配送業務等を行っている会社であります。

当社は、東陽ガスからの連絡を受けて、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響、並びに当社の財務状況等を総合的に鑑み、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。その結果、当社が自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）などの資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながることを、また、かかる自己株式の取得を行った場合においても、本公開買付けにかかる買付代金（1,978百万円）の平成25年2月13日提出の第59期第3四半期報告書に記載の平成24年12月31日現在における当社四半期連結貸借対照表上の保有現金及び預金の額（10,908百万円）に対する割合は18.13%であることから、本公開買付けに伴う資金支出が当社の財務状況に対して及ぼす影響は限定的であり、当社の財務状態や配当方針に大きな影響を与えないこと等を総合的に勘案し、かかる自己株式の取得が上記に掲げる利益配分に関する基本方針に合致すると判断いたしました。

自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

また、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下、「買付価格」といいます。）の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様を尊重する観点から、資産の社外流出を抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。加えて、本公開買付けにおける買付予定数については、東陽ガス以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から、2,000,000株（本書提出日現在の発行済株式総数（48,561,525株）に対する割合4.12%）を上限としております。

そこで当社は、平成25年2月上旬、東陽ガスに対し、当社が公開買付けを実施した場合の応募について提案したところ、平成25年2月中旬、東陽ガスより、本公開買付けの趣旨に賛同すると共に、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

それを受けて、平成25年2月中旬から下旬にかけて本公開買付けの具体的な条件について東陽ガスと協議いたしました。当社は、直近業績が十分に株価へ織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（平成25年3月7日）までの過去1ヶ月間の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値1,099円（円未満四捨五入）に対して10%のディスカウントとなる989円（円未満四捨五入）を買付価格とすることを東陽ガスに提案いたしました。その結果、東陽ガスより上記条件にてその保有する当社普通株式の全部である1,726,000株（本書提出日現在の発行済株式総数（48,561,525株）に対する割合3.55%）を本公開買付けに対して応募する旨の回答を得られました。

なお、本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定です。

以上を踏まえ、当社は平成25年3月8日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施することを決議いたしました。

本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

### 3 【株主総会又は取締役会の決議等の内容等】

#### (1) 【発行済株式の総数】

48,561,525株（平成25年3月11日現在）

#### (2) 【株主総会における決議内容】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）

#### (3) 【取締役会における決議内容】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）
普通株式	2,000,100	1,978,098,900

（注）取得する株式の総数の発行済株式の総数に占める割合は、4.12%であります（小数点以下第三位を四捨五入）。

#### (4) 【その他（ ）】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）

#### (5) 【上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）

### 4 【買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数】

#### (1) 【買付け等の期間】

買付け等の期間	平成25年3月11日（月曜日）から平成25年4月10日（水曜日）まで（22営業日）
公告日	平成25年3月11日（月曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス <a href="http://info.edinet-fsa.go.jp/">http://info.edinet-fsa.go.jp/</a> ）

## (2) 【買付け等の価格等】

株式の種類	買付け等の価格
普通株式	1株につき 金989円
算定の基礎	<p>当社は、買付価格の算定に際しては、当社普通株式が上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。また、当社普通株式の市場価格として適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、東京証券取引所市場第一部における、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成25年3月8日の前営業日（同年3月7日）の当社普通株式の終値1,087円、同年3月7日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,099円（円未満四捨五入）、及び同年3月7日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,147円（円未満四捨五入）を参考にいたしました。</p> <p>一方で、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断しました。</p> <p>そこで当社は、平成25年2月上旬、東陽ガスに対し、当社が公開買付けを実施した場合の応募について提案したところ、平成25年2月中旬、東陽ガスより、本公開買付けの趣旨に賛同すると共に、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。</p> <p>それを受けて、平成25年2月中旬から下旬にかけて本公開買付けの具体的な条件について東陽ガスと協議いたしました。当社は、直近業績が十分に株価へ織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（平成25年3月7日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値1,099円（円未満四捨五入）に対して10%のディスカウントとなる989円（円未満四捨五入）を買付価格とすることを東陽ガスに提案いたしました。なお、ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。その結果、東陽ガスより上記条件にてその保有する当社普通株式全部である1,726,000株（本書提出日現在の発行済株式総数（48,561,525株）に対する割合3.55%）を本公開買付けに対して応募する旨の回答を得られました。</p> <p>以上の結果、買付価格は、平成25年3月7日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値1,099円（円未満四捨五入）に対して10%のディスカウント率を適用して円未満を四捨五入した989円とすることを、平成25年3月8日開催の取締役会において決定いたしました。</p> <p>なお、買付価格である989円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成25年3月8日の前営業日（同年3月7日）の当社普通株式の終値1,087円から9.02%（小数点以下第三位を四捨五入）、同年3月7日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,099円（円未満四捨五入）から10.01%（小数点以下第三位を四捨五入）、同年3月7日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,147円（円未満四捨五入）から13.78%（小数点以下第三位を四捨五入）、それぞれディスカウントした金額になります。</p> <p>また、買付価格である989円は本書提出日の前営業日（平成25年3月8日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の普通取引の終値1,084円に対して8.76%（小数点以下第三位を四捨五入）をディスカウントした金額となります。</p>

算定の経緯	<p>当社は、健全な財務体質を維持し、事業に必要な投資に備えるための資金を確保しながら、企業価値の長期的な向上に努めた上で、株主の皆様に対して、継続的かつ安定的な利益還元を行うことを重要な基本方針のひとつとしております。また、当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、資本効率の向上を図るとともに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。</p> <p>かかる状況の下、平成25年1月下旬頃、当社の第四位株主である東陽ガス（本書提出日現在の保有株式数は1,726,000株であり、発行済株式総数（48,561,525株）に対するその保有する割合は3.55%に相当します。）より、主として銀行からの融資の返済のため、その保有する当社普通株式の全部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。東陽ガスは、当社に対し、当社が仕入れ及び販売等を行っている液化石油ガスに係る配送業務等を行っている会社であります。</p> <p>当社は、東陽ガスからの連絡を受けて、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響、並びに当社の財務状況等を総合的に鑑み、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。その結果、当社が自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）などの資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながることに、また、かかる自己株式の取得を行った場合においても、本公開買付けにかかる買付代金（1,978百万円）の平成25年2月13日提出の第59期第3四半期報告書に記載の平成24年12月31日現在における当社四半期連結貸借対照表上の保有現金及び預金の額（10,908百万円）に対する割合は18.13%であることから、本公開買付けに伴う資金支出が当社の財務状況に対して及ぼす影響は限定的であり、当社の財務状態や配当方針に大きな影響を与えないこと等を総合的に勘案し、かかる自己株式の取得が上記に掲げる利益配分に関する基本方針に合致すると判断いたしました。</p> <p>自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。</p> <p>また、買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様を尊重する観点から、資産の社外流出を抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。</p> <p>そこで当社は、平成25年2月上旬、東陽ガスに対し、当社が公開買付けを実施した場合の応募について提案したところ、平成25年2月中旬、東陽ガスより、本公開買付けの趣旨に賛同すると共に、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。</p> <p>それを受けて、平成25年2月中旬から下旬にかけて本公開買付けの具体的な条件について東陽ガスと協議いたしました。当社は、直近業績が十分に株価へ織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（平成25年3月7日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値1,099円（円未満四捨五入）に対して10%のディスカウントとなる989円（円未満四捨五入）を買付価格とすることを東陽ガスに提案いたしました。なお、ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。その結果、東陽ガスより上記条件にてその保有する当社普通株式の全部である1,726,000株（本書提出日現在の発行済株式総数（48,561,525株）に対する割合3.55%）を本公開買付けに対して応募する旨の回答を得られました。</p> <p>以上の結果、買付価格は、平成25年3月7日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値1,099円（円未満四捨五入）に対して10%のディスカウント率を適用して円未満を四捨五入した989円とすることを、平成25年3月8日開催の取締役会において決定いたしました。</p>
-------	--

(3) 【買付予定の上場株券等の数】

株式の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	2,000,000 (株)	(株)	2,000,000 (株)
合計	2,000,000 (株)	(株)	2,000,000 (株)

(注1) 本公開買付けに応じて売付け等をした株券等(以下、「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数(2,000,000株)を超えないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の数の合計が買付予定数を超えるときは、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手に従い買付け等の期間(以下、「公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

5 【上場株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

6 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

本公開買付けに応募する際には、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時までに、公開買付代理人の本店又は全国各支店において応募してください。

本公開買付けに係る応募の受付にあたっては、本公開買付けに応募する株主(以下、「応募株主等」といいます。)が、公開買付代理人に証券取引口座を開設した上、応募する予定の株券等を当該証券取引口座に記録管理している必要があります。本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。また、本公開買付けにおいては、当社指定の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている株券等をもって本公開買付けに応募することは出来ません。応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された証券取引口座又は特別口座の口座管理機関に設定された特別口座に記載又は記録されている場合は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した証券取引口座への振替手続を完了していただく必要があります。

(注1)

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。

公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、本人確認書類(注2)が必要になります。なお、既に口座を有している場合であっても、登録情報に変更がある場合などは、新たに本人確認書類が必要な場合がありますのでご注意ください。

上記 の応募株券等の振替手続及び上記 の口座の新規開設には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。

外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下、「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。

日本の居住者である個人株主の場合、買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合は、その超過する部分（以下、「みなし配当の額」といいます。）についてはみなし配当課税の対象となります。また、買付価格と取得費等との差額については、株式等の譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。（注3）

法人株主の場合は、買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合、みなし配当の額に7.147%を乗じた金額の所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）に基づく復興特別所得税（以下、「復興特別所得税」といいます。）が源泉徴収されます。

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込みの受付票が交付されます。

(注1) 当社指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続について  
当社指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続を公開買付代理人経由又は特別口座の口座管理機関にて行う場合は、特別口座の口座管理機関に届け出ている個人情報と同一の情報が記載された「口座振替申請書」による申請が必要となります。詳細については、公開買付代理人又は特別口座の口座管理機関にお問合せください。ようようお願い申し上げます。

(注2) 本人確認書類について  
公開買付代理人において新規に証券取引口座を開設される場合又は日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主等の場合には、次の本人確認書類が必要になります。本人確認書類等の詳細については、公開買付代理人へお問合せください。

個人・・・住民票の写し(6ヶ月以内に作成されたもの)、健康保険証、運転免許証等(氏名、住所、生年月日全てを確認できるもの)。

法人・・・登記事項証明書、官公庁から発行された書類等(6ヶ月以内に作成されたもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地の両方を確認できるもの)。  
法人自体の本人確認に加え、取引担当者(当該法人の代表者が取引する場合はその代表者)個人の本人確認が必要となります。

外国人株主・・・外国人(居住者を除きます。)、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の上記本人確認書類に準じるもの等(本人確認種類は、自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるものに、法人の場合は、名称、本店又は主たる事務所の所在地の記載のあるものに限り、また、当該本人確認種類は、自然人及び法人ともに6ヶ月以内に作成されたもの、又は有効期間又は期限のある書類は有効なものに限り、)及び常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書の写し( )が必要となります。

( ) 当該外国人株主の氏名又は名称、国外の住所地の記載のあるものに限り、常任代理人による証明年月日、常任代理人の名称、住所、代表者又は署名者の氏名及び役職が記載され、公開買付代理人の証券取引口座に係る届出印により原本証明が付されたもの。

(注3) 日本の居住者の株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税とみなし配当課税について(個人株主の場合)

(イ) 買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合

日本の居住者である個人株主の場合、当社の1株当たりの資本金等の額と取得費等との差額については、株式等の譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。みなし配当の額についてはみなし配当課税の対象となります。

みなし配当課税については、個人株主が租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当しない場合は、みなし配当の額に7.147%を乗じた金額が所得税及び復興特別所得税として源泉徴収され、3%を乗じた金額が住民税として特別徴収されます（ただし、国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税は特別徴収されません。）。一方で、個人株主が大口株主等に該当する場合は、みなし配当の額に20.42%を乗じた金額が所得税及び復興特別所得税として源泉徴収されます（住民税は特別徴収されません。）。

国内に恒久的施設を有しない非居住者が大口株主等に該当しない場合は、みなし配当の額に7.147%を乗じた金額が所得税及び復興特別所得税として、大口株主等に該当する場合は、みなし配当の額に20.42%を乗じた金額が所得税及び復興特別所得税として源泉徴収されます。

(ロ) 買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額以下の場合

日本の居住者である個人株主の場合、買付価格と取得費等との差額については、株式等の譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。

税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等などの専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

## (2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約の解除をすることができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時まで、応募受けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下、「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。従って、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時まで、公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

（その他のみずほ証券株式会社全国各支店）

## (3) 【上場株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載する方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに後記「8 決済の方法」の「(4) 上場株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

## (4) 【上場株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

## 7 【買付け等に要する資金】

### (1) 【買付け等に要する資金】

買付代金(円)(a)	1,978,000,000
買付手数料(b)	19,000,000
その他(c)	2,000,000
合計(a)+(b)+(c)	1,999,000,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、買付予定数(2,000,000株)に1株当たりの買付価格(989円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

- (注3) 「その他(c)」欄は、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。
- (注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士費用等がありますが、その額は未定です。
- (注5) 上記金額には消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

	預金の種類	金額
届出日の前日現在の預金等	当座預金	3,527,792,737円
	計	3,527,792,737円

8 【決済の方法】

- (1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】  
 みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

- (2) 【決済の開始日】  
 平成25年5月8日(水曜日)

- (3) 【決済の方法】  
 公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送します。買付けは、現金にて行い、買付代金からみなし配当に係る源泉徴収税額(注)を控除した金額を応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

(イ) 個人株主の場合

買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合

応募株主等が日本の居住者である個人株主の場合、当社の1株当たりの資本金等の額と取得費等との差額については、株式等の譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。みなし配当の額についてはみなし配当課税が適用の対象となります。

みなし配当課税については、個人株主が租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当しない場合は、みなし配当の額に7.147%を乗じた金額が所得税及び復興特別所得税として源泉徴収され、3%を乗じた金額が住民税として特別徴収されます(ただし、国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税は特別徴収されません。)。一方で、個人株主が大口株主等に該当する場合は、みなし配当の額に20.42%を乗じた金額が所得税及び復興特別所得税として源泉徴収されます(住民税は特別徴収されません。)

国内に恒久的施設を有しない非居住者が大口株主等に該当しない場合は、みなし配当の額に7.147%を乗じた金額が所得税及び復興特別所得税として、大口株主等に該当する場合は、みなし配当の額に20.42%を乗じた金額が所得税及び復興特別所得税として源泉徴収されます。

買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額以下の場合

応募株主等が日本の居住者である個人株主の場合、買付価格と取得費等との差額については、株式等の譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。

(ロ) 法人株主の場合

買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合、みなし配当の額に7.147%を乗じた金額の所得税及び復興特別所得税が源泉徴収されます。

(ハ) 外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、当該みなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることができる株主で、かつ、それを希望する株主は、公開買付期間の末日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに決済の開始日の前営業日までに同届出書を公開買付代理人にご提出ください。

(4) 【上場株券等の返還方法】

下記「9 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部の買付けを行わないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を公開買付期間の末日の翌営業日から起算して4営業日目(公開買付けの撤回等を行った場合は公開買付けの撤回等を行った日)以後、速やかに応募が行われた時の状態に戻します。

## 9 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の数の合計が買付予定数(2,000,000株)を超えないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の数の合計が買付予定数を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により株式等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単位(100株)未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たないときは、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等の中から順次、各応募株主等につき1単位(100株)の応募株券等の買付けを行います。ただし、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単位(100株)未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超えるときは、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単位(100株)減少させるものとし、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の開示の方法】

当社は、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の11第1項但書に基づき、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第11条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

(3) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約の解除をすることができます。契約の解除の方法については、上記「6 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、当社応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後、速やかに上記「8 決済の方法」の「(4) 上場株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(4) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

当社は、公開買付期間中、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の6第1項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第11条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(5) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

当社は、訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第11条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(6) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第14条の3の4第6項及び第9条の4並びに府令第19条の2に規定する方法により公表します。

(7) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において、若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、他の者の裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

当社は、当社の第四位株主である東陽ガス（当社普通株式を1,726,000株（本書提出日現在）保有しており、当社株式保有割合は3.55%に相当します。）から、本公開買付けに対して、その保有する当社普通株式の全部を本公開買付けに対して応募する旨の回答を得ております。

## 第2 【公開買付者の状況】

### 1 【発行者の概要】

- (1) 【発行者の沿革】
- (2) 【発行者の目的及び事業の内容】
- (3) 【資本金の額及び発行済株式の総数】

### 2 【経理の状況】

- (1) 【貸借対照表】
- (2) 【損益計算書】
- (3) 【株主資本等変動計算書】

### 3 【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	株式会社東京証券取引所 市場第一部						
	平成24年 9月	平成24年 10月	平成24年 11月	平成24年 12月	平成25年 1月	平成25年 2月	平成25年 3月
月別							
最高株価（円）	1,195	1,469	1,396	1,253	1,218	1,178	1,145
最低株価（円）	1,010	1,150	1,124	1,156	1,087	1,055	1,055

（注）平成25年3月については、平成25年3月8日までの株価となっております。

#### 4 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

(1) 【発行者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第57期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）平成23年6月29日関東財務局長に提出

事業年度 第58期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）平成24年6月28日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第59期第3四半期（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）平成25年2月13日関東財務局長に提出

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

日本瓦斯株式会社

（東京都中央区八丁堀2丁目10番7号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）